

案

第 3 次

教育大綱

共に生き、未来を創造する子ども

刈 谷 市

（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

はじめに

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度が始まりました。本市としても、市長と教育委員会が、地域における教育のあるべき姿を共有しながら、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として「総合教育会議」を設置するとともに、平成28年3月に「教育大綱」を定めております。

令和3年度から、AI等の科学技術の急速な発達や感染症に対応した「新しい生活様式」への取組に対応していくために「第2次教育大綱」を定め、主体的な学習やありがとうがあふれる学校づくりなどに取り組んできました。

変化が激しく予測不能な社会を生き抜くためには、未来を見据え、自ら社会を創造していく子どもが求められます。この度、期間満了を迎えるに当たり、現教育大綱を礎に、主体的に考え、行動する子どもを育むことを目指し、新たに「第3次教育大綱」を定めることとしました。

本市における教育大綱の考え方

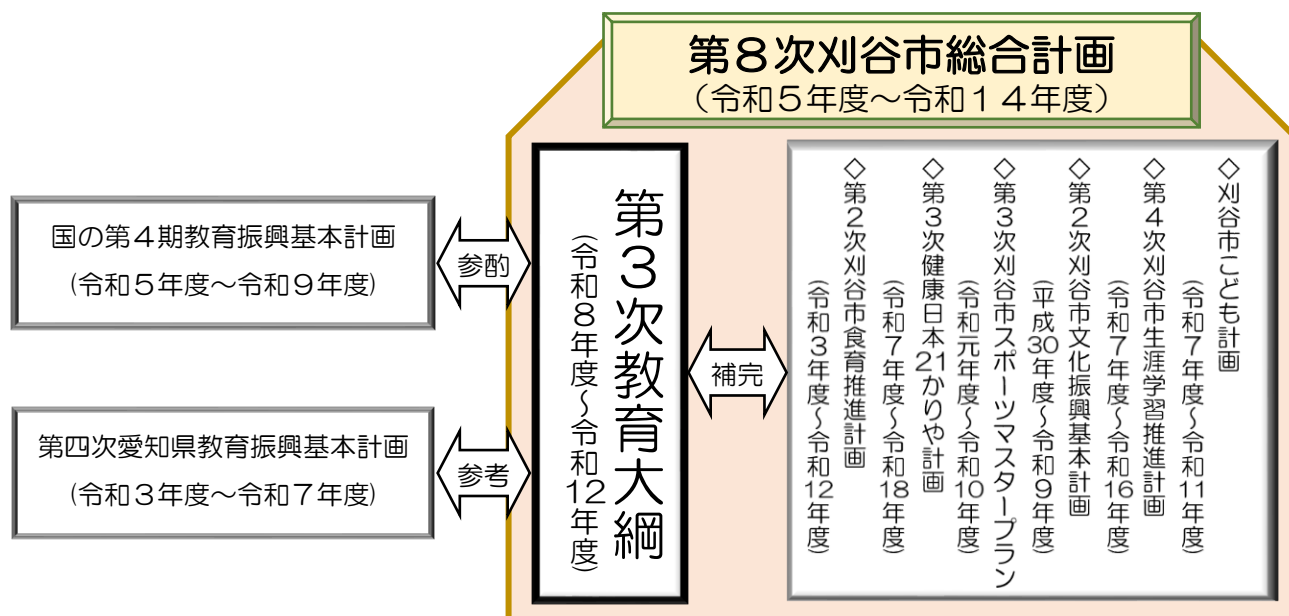
教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされており、地域の実情において教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記載するものとなっております。

なお、本市においては、すでに文化振興基本計画やスポーツマスタープランなどの個別計画が策定されており、教育大綱が、それらの分野を含めて教育全般を網羅的に記載するものではなく、子どもたちを中心に置いてまとめるものになります。

ただし、策定にあたっては、学校教育関係だけではなく、子どもの成長過程において関連する文化芸術、スポーツ、生涯学習、家庭、地域、ボランティア活動などの様々な分野・視点を関連付け、他の計画とも連携しながら相互に補完できる内容となるよう努めております。

第3次教育大綱の期間

第3次教育大綱の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年とします。



育てたい子ども像

子どもたちには、これからの変化の激しい時代を、周囲と手を携え、前向きに切り開いていく能力、すなわち「生きる力」が必要となります。このため、本市の育てたい子ども像を次のとおり定めます。

共に生き、未来を創造する子ども

「共に生き、未来を創造する子ども」に必要な「生きる力」を育むためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」すなわち「知」「徳」「体」の3つをバランスよく伸ばさせ続けていくことが大切になります。「元気・笑顔・希望のまち」という「礎」のなかで、「知」「徳」「体」それぞれの資質・能力を伸ばさせることにより、育てたい子ども像の実現を図ります。

【子ども像イメージ図】



知：確かな学力

学習の中で、基本的な知識・技能を身に付け、疑問や課題にぶつかったときに、主体的に行動しながら、科学的に道筋をたててその課題を解決しようとする力。

徳：豊かな心

自分を肯定的に受け止めるとともに、他者への思いやりの心を育みながら自らの感性を成長させ、自身の感情を豊かに表現していける心。

体：健やかな身体

体を動かす楽しさや運動への魅力を通じて体力向上を図るとともに、食や生活習慣へ関心を持つことにより、心身の健康を維持することができる身体。

礎：元気・笑顔・希望のまち

充実した教育環境のもと、愛情、優しさ、思いやりにあふれた人が住み、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守ることのできるまち。

知 確かな学力

基礎・基本の確実な習得

基礎的な知識・技能を習得する

- ・ スモールステップや繰り返しによる学習の実施
- ・ 少人数、T T授業※によるきめ細やかな指導の実施
- ※ T T授業・・・1つの授業に対して、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式
- ・ 特別支援教育の充実

言語に関する能力を高める

- ・ 自分の考えや感じ取ったことをまとめる力を身につける場の設定
- ・ 自分の考えを伝える、仲間の意見を聴く場の設定
- ・ 外国人児童生徒等に対する教育の充実

学ぶ力・学ぶ心の育成

「分かった」「できた」を実感できる

- ・ 各教科・領域における問題解決学習の実施
- ・ 専門的な知識を有する教員による小学校教科担任制の導入

主体的に学びに向かう

- ・ 一人ひとりに合った教材・教具の開発
- ・ 子どもの学習意欲を引き出す単元の構想
- ・ 小中学生向けの夏休み講座の充実

科学的な思考・情報活用能力の育成

自然の事物や現象に対して、興味・関心を高める

- ・ 観察や実験を中心とした探究型学習過程の構想
- ・ 夢と学びの科学体験館でのプラネタリウム見学やラボ科学体験の実施
- ・ キッズクラブなど体験活動ができる場の提供
- ・ 環境教育の充実

自然の事物や現象を分析的、総合的に考察したり、筋道を立てて考えたりする

- ・ 指導内容に応じた、I C T機器等の効果的な活用
- ・ 子どもの研究成果を発表できる理科学研究発表会の開催
- ・ 企業などの専門家を招聘した学習会の開催

徳

豊かな心

自己肯定感・自己有用感の醸成

自分の存在の尊さを理解し、自分のがんばりや取組のよさを認知する

- ・一人ひとりが安心して過ごせる居場所づくり
- ・自己実現を図るための目標設定と自己評価の実施
- ・Q-U検査※の実施と活用 ※Q-U検査…楽しい学校生活を送るためのアンケート

生活の中で、自分が役に立っていることを実感する

- ・役割や取組を認め合い、ありがとうを伝え合う機会の充実
- ・職場体験、保育実習、福祉実践教室の実施
- ・校内外のボランティア活動の場の充実

いのちを大切にする心や思いやりの心の育成

自他を尊重する心情・態度と道徳的な判断力を身に付ける

- ・教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
- ・生徒会サミット※の開催
※生徒会サミット…いじめ防止を目的として、市内全中学校の生徒会役員が集まり、話し合う会議
- ・多様な価値観に触れる機会の充実

防災意識をもつとともに、災害時に自分たちができることを考える

- ・防災・減災教育の実施
- ・学校安全マニュアルに基づいた避難訓練の実施
- ・被災地への募金活動や物資の支援

創造性・感受性・表現力の育成

感性を磨き、創造力を高め、豊かな表現力を身に付ける

- ・合唱コンクール、小中学校音楽会、観劇会、刈谷っ子ギャラリーなどの文化芸術活動の開催
- ・地域の自然と触れ合う学習活動の充実
- ・歴史、芸術、スポーツなど本物に触れる機会の充実
- ・学校図書館の充実、読書指導の実施
- ・ボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリングの実施

体

健やかな身体

運動に親しむ態度の育成

自分の思うように身体を動かす楽しさを味わう

- ・体力向上プロジェクトの推進
- ・小学校における外遊び検定の実施
- ・小中学校における体づくり運動の充実

運動の楽しさや魅力を感じる

- ・ホームタウンパートナーによる学校訪問活動の実施
- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動
- ・一流のアスリートによるキラキラ教室の実施
- ・トップリーグなどのホームゲームの観戦

食育の推進

食に対する意識を高め、食に関する知識を得る

- ・食育推進プロジェクトの継続的な実施
- ・食育キャラクター食まるファイブの活用
- ・食に関する情報を掲載した食まるだよりの発行

地域の食材や食文化、食料の生産などに関わる人々への興味・関心を高める

- ・行事食や季節感のある旬の食材を使用した給食メニューの導入
- ・地域農家や企業などと連携した共同学習の実施

健康の増進

自分の健康状態に興味をもち、望ましい生活習慣を確立する

- ・学校保健会、医師会などと連携した保健教育や健康づくりの充実
- ・保健主事を核にした学校保健委員会の充実
- ・早寝・早起き・朝ごはんなどの生活習慣の定着
- ・消毒・手洗いなどの感染症対策の徹底

心のケアができ、心の健康を保つ

- ・教育相談や生活アンケートによる実態の把握
- ・スクールカウンセラー、スクールほっとアシスタント、心の教室相談員などによる子どもの心のケア
- ・校内の相談体制の充実や各種相談機関との連携

礎

元気・笑顔・希望のまち

愛情、優しさ、思いやりにあふれた人が住むまち

- ・ ありがとうがあふれる学校づくり
- ・ 互いに声を掛け合い、安心できる地域づくり
- ・ 郷土の歴史や文化を学べる環境づくり
- ・ 一人ひとりが活躍し、認められる場づくり

充実した教育環境が整っているまち

- ・ I C T機器の適正管理
- ・ 校舎改修による教育環境の向上と安全の確保
- ・ 教職員の資質向上を目的とした研修の実施
- ・ 総合文化センター、生涯学習センター、図書館など学校外で学べる学習施設の充実
- ・ 初心者からレベルの高い競技者まで利用できる各種体育施設の整備
- ・ 就学援助、私学助成金の充実
- ・ 修学旅行費などの各種補助制度の充実

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを見守るまち

- ・ P T Aなどによる学校ボランティア活動、スクールガードによる見守りの推進
- ・ 地域学校協働活動の推進
- ・ 地域懇談会等、学校と地域が情報共有できる場の設定
- ・ 放課後子ども教室、親子ふれあい教室の実施

第3次刈谷市教育大綱

発 行 令和 年 月発行

発行者 刈谷市・刈谷市教育委員会

編 集 企画財政部企画政策課 教育部教育総務課

TEL : 0566-95-0003 TEL : 0566-62-1034

FAX : 0566-23-1105 FAX : 0566-25-1006

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地